

## 通 関 業 務 取 扱 台 帳

令和 年 月分

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告		
輸入申告 (予備申告を含む。) 等		
その他		
合計		

- (注) 1. この台帳は毎月分についての合計取扱件数及び収受額を記入してください。
2. 「輸入申告等」には、保税蔵置場蔵出輸入申告、保税工場移出輸入申告、総合保税地域総保出輸入申告及び輸入許可前引取貨物の輸入申告のほか、保税蔵置場蔵入承認申請、保税工場移入承認申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域総保入承認申請及び輸入許可前貨物引取承認申請を含みます。
3. 「その他」には、外国貨物船（機）用品積込申告、外国貨物運送申告、輸入貨物の評価に関する申告（関税法施行令第4条第3項に基づく申告に限る。）、特例申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。）、関税法第7条の2第1項の承認の申請、関税法第67条の3第1項の承認の申請、修正申告（輸入の許可後に行うものに限る。）、更正の請求（輸入の許可後に行うものに限る。）、特例申告貨物の輸入申告（当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。）、関税法その他の関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請、その他の申告・申請又は届及び諸申告又は許可承認書の写作成を計上してください。
4. 「収受額」には、料金表に基づき収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
5. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時にされる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を計上して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、「輸出申告・積戻し申告」欄に1件・〇〇円を、「その他」欄に1件（収受額の計上は不要。）を計上。）。
6. 取扱件数については、申告の欄数の多寡にかかわらず、申告等の実件数（1申告＝1件）を計上してください。

(規格A4)